

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針変更案 新旧対照表
 ○ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（平成二十五年経済産業省・環境省告示第一号）（抄）

改正後	改正前
<p>二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量は、市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施した量で計算するものとし、平成三十年度までに、一年当たり十四万トン、一人一年当たり十四万トンという目標は、平成二十三年の一年間に使用済みとなった小型電子機器等の重量約六十五万トンを基礎とすると、回収率が約二十パーセントとなる。</p> <p>この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量は、市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施した量で計算するものとし、平成二十七年まで、一年当たり十四万トン、一人一年当たり十四万トンという目標は、平成二十三年の一年間に使用済みとなった小型電子機器等の重量約六十五万トンを基礎とすると、回収率が約二十パーセントとなる。</p> <p>この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとする。</p>